平成22年8月18日 例規(警)第41号 警察本部長

〔沿革〕 平成25年3月例規(警)第15号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を下記のとおり制定し、平成22年9月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

この要領は、千葉県行政手続条例(平成7年千葉県条例第48号。以下「行手条例」という。)に基づく意見公募手続の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則 公安委員会の定める規則をいう。
- (2) 処分の要件を定める告示 条例や規則で定めるべき処分の要件について、条例や条例の 委任に基づく規則の委任に基づいて告示によって定められる場合における当該告示であり、 処分の実態的ないし手続的要件を定めたものをいう。
- (3) 審査基準 行政手続法(平成5年法律第88号。以下「行手法」という。)第5条に規定する基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準)をいう。
- (4) 処分基準 行手法第12条に規定する基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分をするかについて、その法令又は条例等の定めに従って必要とされる基準)をいう。
- (5) 行政指導指針 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し 行政指導を行おうとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をい う。
- (6) 規則等 規則、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準及び行政指導指針をいう。

第3 意見公募の対象

1 意見公募の対象となる規則等

規則等を制定及び改廃(以下「制定等」という。)する場合で、適用除外又は免除に該当しないものについては、すべて意見公募の対象となる。

- 2 意見公募の適用除外となる規則等
 - (1) 行手条例第3条第3項で規定する規則等
 - (2) 行手条例第4条第2項で規定する規則等
- 3 意見公募の義務付けが免除となる規則等

行手条例第38条第4項各号のいずれかに該当する場合

第4 意見公募手続

1 規則等の案の策定等

県本部の課において、規則等を制定等する必要がある場合は、当該業務を主管する課(以下「主管課」という。)が規則等の案を策定し、警務部警務課(以下「警務課」という。)に当該規則等の案を送付しなければならない。

- 2 意見公募手続実施の検討
 - (1) 警務課との協議

主管課は、当該規則等の案が前記第3のいずれに該当するかについて警務課と協議しなければならない。

(2) 千葉県総務部政策法務課との協議

警務課は、当該規則等の意見公募手続について千葉県総務部政策法務課(以下「政策法務課」という。)と協議するものとする。

なお、警務課は、当該協議結果について速やかに主管課に連絡するものとする。

- 3 意見公募案件の策定
 - (1) 意見公募手続が必要な規則等

主管課が、作成する書類は次のとおりとする。

- ア 制定等する規則等の案
 - (ア) 審査基準を定めようとする場合については、審査基準(別記第1号様式)を作成すること。
 - (イ) 処分基準を定めようとする場合については、処分基準(別記第2号様式)を作成すること
- イ 新旧対照表 (新規については不要。以下同じ。)
- ウ 規則等を制定等しようとする趣旨、目的、背景、経緯等に関する資料
- 工 千葉県行政手続条例に基づく意見公募手続に係る意見募集案件について(別記第3号様式)、公表資料送付票(別記第4号様式)、意見募集中案件詳細(別記第5号様式)及び 意見公募要領(別記第6号様式)
- (2) 意見公募手続が不要な規則等

主管課が、作成する書類は次のとおりとする。

- ア制定等する規則等の案
- イ 新旧対照表
- ウ 規則等を制定等しようとする趣旨、目的、背景、経緯等に関する資料
- 工 意見公募実施適用外公示案件詳細 (別記第7号様式)
- 4 意見公募案件の決裁

意見公募案件について、各主管部長まで決裁を受けた後、警務部警務課長(以下「警務課長」 という。)を経由して警務部長に合議しなければならない。

- 5 意見公募の公示
 - (1) 公示手続

意見公募手続を実施する場合は、主管課が、総務部広報県民課(以下「広報県民課」という。)に、前記3で定める書類(千葉県行政手続条例に基づく意見公募手続に係る意見募集案件について及び公表資料送付票を除く。)及びホームページ依頼書(千葉県警察ホームページ運用要領の制定について(平成11年例規(広)第28号)に規定する別記様式)を送付するとともに、千葉県総合企画部報道広報課及び各地域振興事務所並びに文書館(以下「関係所属」という。)に、前記3で定める書類を送付するものとする。また、警務課は政策法務課に前記3で定める書類(公表資料送付票を除く。)を送付するものとする。

(2) 公示の目

公示の日は、千葉県警察ホームページ、千葉県ホームページ及び関係所属において閲覧が 開始された日を公示の日とする。

- 6 意見公募の期間
 - (1) 意見公募手続を実施する場合は、原則として公示の日から起算して30日以上の意見提出期間を設けるものとする。
 - (2) やむを得ず30日以上の意見提出期間を設けることができないときは、当該規則等を公示する際にその理由を併せて公示しなければならない。
- 7 意見公募結果の策定等
 - (1) 制定等しようとする規則等に県民等から意見が提出された場合

制定等しようとする規則等について、県民等から意見が提出された場合、主管課は、提出された意見を検討し、検討結果に基づく公示案を策定するものとする。

なお、提出された意見については、原則、原文のまま(提出者の氏名、連絡先等の個人情報等は除く。)検討結果とともに意見公募の結果(別記第8号様式)に記載すること。また、主管課は次の書類を作成するものとする。

- ア 制定等する規則等
- イ新旧対照表
- ウ 公表資料送付票、千葉県行政手続条例に基づく意見公募手続に係る結果公示について (別記第9号様式)、意見公募結果公示案件詳細(別記第10号様式)

- (2) 制定等しようとする規則等に県民等から意見が提出されなかった場合 制定等しようとする規則等について、県民等から意見が提出されなかった場合、主管課が 作成する書類は前(1)と同様とする。
- (3) 意見公募手続を実施しなかった場合

意見公募手続を実施せず規則等を制定等しようとする場合、主管課が作成する書類は前記 3(2)と同様とする。

(4) 意見公募手続後に規則等を制定等しないこととした場合 主管課は、意見公募の結果を作成するものとする。

なお、意見公募の結果その他の欄に規則等を制定しないこととした理由を記載すること。

8 意見公募結果の公示の決裁

主管課は、意見公募結果を公示しようとするときは、警務課長を経由して警務部長に合議の上、制定等しようとする規則等の権限が公安委員会に属するものは公安委員会、本部長又は署長に属するものは本部長の決裁を受けなければならない。

- 9 意見公募結果の公示
 - (1) 公示手続

意見公募結果を公示する場合は、主管課が、広報県民課に、前記 7 で定める書類(公表資料送付票及び千葉県行政手続条例に基づく意見公募手続に係る結果公示についてを除く。)及びホームページ依頼書を送付するとともに、関係所属に前記 7 で定める書類を送付するものとする。また、警務課は政策法務課に前記 7 に定める書類(公表資料送付票を除く。)を送付するものとする。

(2) 公示日等

規則の公示日は千葉県報に登載された日とし、規則以外の案件については、千葉県警察ホームページ、千葉県ホームページ、関係所属において閲覧が開始された日を公示日とする。なお、規則及び処分の要件を定める告示以外の案件は、決裁を受けた日を制定日とする。

以下別記様式省略